



# 山形県公報

令和元年11月12日（火）  
第55号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…673
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…674
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…675
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………（同）…676
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…677
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………（同）…678
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（同）…同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…679
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………（河川課）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…680

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第421号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27	さくらだ 南陽市宮内561番地の3	放課後等デイサービス	10名	令和元. 11. 1
特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27	さくらだ 南陽市宮内561番地の3	児童発達支援	10名	同

**山形県告示第422号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27	ろっかく 南陽市宮内1187番地の4	放課後等デイサービス	令和元. 10. 31

**山形県告示第423号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人あづま会	介護老人保健施設あづま 米沢市大字李山8132番地11	介護予防短期入所療養介護	令和元. 11. 1

**山形県告示第424号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人和南陽市若狭郷屋27番地の27	ろっかく 南陽市宮内1187番地の4	生活介護	20名	令和元. 11. 1

**山形県告示第425号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
米沢クローバー歯科クリニック	米沢市春日五丁目2番30-8号	平成30. 10. 1
ゆう薬局朝暘店	鶴岡市朝暘町26番14号	令和元. 7. 1
ゆう薬局	鶴岡市美咲町25番20号	同
みどり町薬局	鶴岡市みどり町32番55号	同

ニ ー ズ 薬 局 あ き ほ 店	酒田市あきほ町658番地13	同
ゆ う 薬 局 西 高 前 店	酒田市東泉町五丁目 8 番地 4	同
医 療 法 人 よ こ や ま ク リ ニ ッ ク	米沢市東一丁目 3 番 21号	同 8. 1
酒 田 駅 前 メ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	酒田市幸町二丁目 8 番 20号	同 9. 1
し ん じ ょ う 薬 局	新庄市沼田町 2 番 6 号	同

**山形県告示第426号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
ゆ う 薬 局 朝 暘 店	鶴岡市朝暘町26番14号	令和元. 6. 30
ゆ う 薬 局	鶴岡市美咲町25番20号	同
ゆ う 薬 局 西 高 前 店	酒田市東泉町五丁目 8 - 4 番地	同
ニ ー ズ 薬 局 あ き ほ 店	酒田市あきほ町658番地の13	同
よ こ や ま ク リ ニ ッ ク	米沢市東一丁目 3 番 21号	同 7. 31
グ リ ー ン 歯 科 医 院	新庄市金沢字南沢1572番地12	同 8. 1
さ く ら 薬 局 米 沢 店	米沢市福田町二丁目 3 番 169号	同 8. 9
有 限 会 社 ナ ガ ヤ マ 薬 局	酒田市相生町一丁目 2 番 18号	同 8. 31
児 玉 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	天童市泉町一丁目 1 番 23号	同 10. 1

**山形県告示第427号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
余 目 診 療 所	東田川郡庄内町前田野目字前割149	令和元. 9. 1

**山形県告示第428号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	再 開 年 月 日
ヤマザワ調剤薬局天童市民病院前店	天童市駅西五丁目1番9号	令和元. 10. 1

**山形県告示第429号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ござっとこ家	小規模多機能型居宅介護	南陽市宮内2383番地の9	平成26. 3. 27

**山形県告示第430号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ござっとこ家	介護予防小規模多機能型居宅介護	南陽市宮内2383番地の9	平成28. 2. 8
三友堂リハビリテーションセンター	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	米沢市成島町三丁目2番90号	令和元. 7. 1
多機能施設 かたばみ荘	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	酒田市光ヶ丘二丁目3番19号	同 9. 25

**山形県告示第431号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
湖山病院訪問看護ステーション  
東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号
- 2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東置賜郡川西町大字下奥田1092番地9号	東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号	平成20. 6. 19

**山形県告示第432号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションきずな	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市日枝字海老島159番1号	平成21. 5. 27
協立大山診療所	訪 問 看 護 訪問リハビリテーション	鶴岡市大山二丁目26番3号	平成23. 4. 15

**山形県告示第433号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
寺尾歯科医院	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	鶴岡市湯温海甲228	平成30. 12. 31

株式会社星野建築事務所 悠々暮らし会	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	米沢市城北一丁目8番32号	令和元. 7. 31
さくら薬局 米沢店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市福田町二丁目3番169号	同 8. 9
ファーコス薬局 あかね	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市家中新町11番38号	同 9. 30

**山形県告示第434号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
協立ケアプランセンターきずな	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市日枝字海老島159番1号	平成29. 4. 30

**山形県告示第435号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
渡 部 広 章	わたなべ接骨院	酒田市緑町13番2号	令和元. 10. 1

**山形県告示第436号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
菅 久 仁 彦	からだ元気治療院 山形中央店	山形市小白川町四丁目19番1号	令和元. 7. 29

**山形県告示第437号**

因幡堰土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和元年9月6日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
令和元年11月13日から同年12月11日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**山形県告示第438号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部西村山建設総務課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 河川の名称  
一級河川最上川水系月布川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和元年10月31日
- 廃川敷地等の位置  
上流 西村山郡大江町大字沢口字杉な11番14地先から  
下流 西村山郡大江町大字沢口字杉な2番13地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 3,887.21㎡

**山形県告示第439号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有村総建第186号
- 指定の場所 東根市大字野田字灰塚539番1の一部、539番8の一部、540番1の一部、543番1の一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 106.17メートル
- 指定年月日 令和元年11月6日

山形県告示第440号

次の開発行為は、完了した。

令和元年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和元年7月12日 指令村総建第182号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字六沢字徳巖45-2、45-5、48-1、50、50-2、51、52、53、54、55、55-2、56-2、88-

1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

尾花沢市大字六沢45の2 有限会社清藤鉄工所 代表取締役 清藤 保

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 2. 27	第2625号	220	48	17	16
平成28. 2. 26	第2725号	189	下から5	869	868
平成30. 4. 24	第2938号	426	10	188	187
同	同	同	下から11	267	265